

様式44

令和 5 年 11 月 14 日

三重県知事

あて

医療法人住所

三重県松阪市鎌田町692番地の30

医療法人の名称

医療法人 五月会

理事長 阪口 尚久

電話 (0598) 51-5510

決 算 届

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔決算様式1〕

事業報告書
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 五月会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄のを塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県松阪市鎌田町692番地の30

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 7年 6月27日

(4) 設立登記年月日 平成 7年 7月 6日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人五月会 阪口歯科	三重県松阪市鎌田町692番地の30	病床 0床
診療所	医療法人五月会 ナオ歯科	愛知県海部郡甚目寺町大字 甚目寺字五位田103番地	病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 9月24日 令和3年度決算の決定
 理事及び監事選任の件、理事及び監事の報酬額決定の件
 令和 5年 7月31日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人 五月会

所在地 三重県松阪市鎌田町6-9-2番地の30

※医療法人整理番号

(※ 上記に記載する必要なし)

財 産 目 録

(令和 5年 7月 31日現在)

1. 資 産 額	356,527 千円
2. 負 債 額	25,144 千円
3. 純 資 産 額	331,383 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	296,523
B 固 定 資 産	60,004
C 資 産 合 計 (A+B)	356,527
D 負 債 合 計	25,144
E 純 資 産 (C-D)	331,383

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 五月会

所在地 三重県松阪市鎌田町692番地の30

※医療法人整理番号 023

(※ 上記は記載する必要なし)

貸 借 対 照 表

(令和 5年 7月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	296,523	I 流動負債	25,144
II 固定資産	60,004	II 固定負債	0
1 有形固定資産	23,577	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	225	負債合計	25,144
3 その他の資産	36,202	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	321,383
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	331,383
資産合計	356,527	負債・純資産合計	356,527

様式4-2

法人名 医療法人 五月会

所在地 三重県松阪市鎌田町692番地の30

※医療法人整理番号 023

(※ 上記は記載する必要なし)

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	267,961
2 事業費用	270,520
本来業務事業損失	2,559
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	2,559
II 事業外収益	4,435
III 事業外費用	262
経常利益	1,614
IV 特別利益	503
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,117
法人税等	518
当期純利益	1,599

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監事監査報告書

医療法人 五月会
理事長 阪口 尚久 殿

私は、医療法人五月会の会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を開覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 9月24日
医療法人 五月会
監事 川本 哲雄